

令和6年度 座間市立通園センター日中一時支援事業看護サービス委託 仕様書

1 委託件名 令和6年度 座間市立通園センター日中一時支援事業看護サービス委託

2 履行場所 座間市立通園センター 座間市東原二丁目8番1号

3 履行期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日

4 委託事業の内容

喀痰吸引、経管栄養及びその他の医療行為（以下「医療的ケア」という。）が必要な障がい児者に対し、情報収集、アセスメント、看護診断、計画、実施、評価といった一連の看護過程に則り保護サービス等の適切な利用ができるよう、その心身の状況、支援環境等を勘案し、看護計画を作成し、委託者と共有すること。また、当該計画に基づくサービス等の提供がされるよう、医療機関等の関係機関との連絡調整等を行うこと。

5 対象者

座間市立通園センター日中一時支援事業において、医療的ケアが必要な障がい児者とする。

6 担当職員等

看護資格をもつ職員（看護師又は准看護師をいう。）を医療的ケアが必要な障がい児者の利用状況に応じ1名以上配置すること。うち1名は実務経験のある看護資格をもつ職員とすること（実務経験のある看護資格をもつ職員とは准看護師を含まない）。

なお、看護資格をもつ職員1名が担当できる医療的ケアを要する者は2名までとし、利用人数に応じ看護資格をもつ職員の人数を調整すること。

また、委託事業の実施に支障のない範囲で他の職務を兼ねることができるものとする。日中一時支援業務を担当する職員については、氏名、資格等を市に届け出るものとし、都合により職員に変更が生じた場合も同様とする。

7 実績報告等

受託者は、四半期毎に、次に掲げる書類を作成し、翌月7日以内に市に報告をすること。ただし、3月分については、3月末日までに提出することとする。

- (1) 日中一時支援事業実績報告書（医療的ケア実績分）
- (2) その他日中一時支援事業に必要な書類

8 経費の支払い

当該サービス業務の委託料から受託者が支払う経費

- (1) 配置する職員の人件費
- (2) 職員採用時の健康診断料
- (3) 毎月1回の細菌検査料（代替を含む）

(4) 当該サービス業務に係る保険料

9 委託料

委託料は、看護サービスの運営費及び事業費に充当するものとし、委託料の総額について、次のとおり分割し、それぞれの月末に指定する口座に支払うものとする。

第1四半期（4月～6月 支払月7月）
第2四半期（7月～9月 支払月10月）
第3四半期（10月～12月 支払月1月）
第4四半期（1月～3月 支払月4月）

10 損害のために必要が生じた経費の負担

委託業務中に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）に対する費用負担について、受託者の責に帰する事由による場合は、受託者が負担するものとし、委託者の責に帰する場合は委託者が負担するものとする。

また、費用負担額については、委託者及び受託者が協議して決定する。

11 法令等の遵守

受託者は、事業を運営するにあたり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）その他の関係法令を遵守することとする。

12 公平性・中立性

受託者は、事業を運営するにあたり、正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に扱うことがないように十分配慮することとする。

13 秘密の保持

受託者は、個人情報の取扱について、関係法令等を遵守し、厳重に取り扱うとともに、その漏洩がないよう十分配慮すること。

また、事業の実施に当たり、個人情報の活用を図る必要があるときは、個人情報を目的の最小限の範囲で利用することについて、あらかじめ本人の同意を得ておくこととする。

14 遵守事項

- (1) 職員は、業務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。
- (2) 職員は、健康と清潔の保持に努め、言動等利用者に不快感を与えてはならない。
- (3) 受託者及び職員は、利用者やその家族に対し、物品等の販売その他営利行為をしてはならない。

15 環境配慮

座間市の環境方針を遵守し、環境への十分な配慮を行うものとする。

16 引き継ぎ

受託者は、契約期間満了に伴い本業務を終了するとき、又はその他の理由により本業務を終了する必要がある場合には、利用者の利益を損なわないよう必要な措置を講じ、円滑な引き継ぎに努めること。

17 協議

この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者が協議してこれを解決するものとする。